## 別表1

区 分	(V)	(3)
(一) 非住宅の省エネ診断	補助対象事業費の2/3	_
(二) 非住宅に係る省エネ化 のための計画の策定	補助対象事業費の2/3	_
<ul><li>三 非住宅の省エネ改修に 関する事業</li></ul>	補助対象事業費に、100分の23を乗じた額	改修後の非住宅又はその部 分が省エネ基準に相当する場 合においては 5,600 円/㎡、 ZEB 水準に相当する場合にお いては 9,600 円/㎡

<sup>※</sup>複数の見積もりの取得等により、適正な費用を計上するものとする。